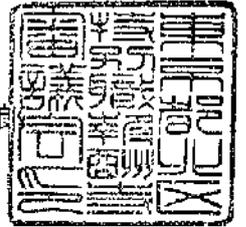


(写)

令和3年12月15日

東京都北区長  
花川 與惣太 殿

東京都北区特別職報酬等審議会  
会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに  
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和3年12月15日付、3北総総第3925号で諮問を受けた標記の件に  
ついて、本審議会の意見は別紙のとおりです。



東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務代理者 尾 花 秀 雄

委 員 岩 脇 彰 信

委 員 牛 村 福太郎

委 員 大 貫 新 一

委 員 小 池 孝 則

委 員 齊 藤 正 美

委 員 高 木 佳 子

委 員 西 村 博 匡

委 員 増 田 幹 生

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、令和3年12月15日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

## 2 結 論

### (1) 報酬等の額

令和3年10月20日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和3年4月時点で、職員給与は民間給与とほぼ均衡（公民較差は△94円、△0.02%）しているため、月例給与の改定を行わないことが適当と報告した。

特別区人事委員会報告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならないということを改めて確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、平成27年から平成30年まで、引上げの改定を行った。その後、平成31年には据え置き、令和2年については特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の引下げを行い、令和3年は据置きとした。一方で、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。

また、区長、副区長及び教育長の給与についても、平成27年に引上げの

改定を行った。区長、副区長については、他区と比較して高い水準にあったことから、平成28年と29年は据え置きとしている。教育長については、平成29年に新教育長制度移行に伴う職務・職責に見合った「職務加算分」を加えている。その後、令和2年については、区長、副区長及び教育長の給与月額を議員報酬月額と同様、引下げを行い、令和3年についても議員月額と同様に据置きとした。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

以上の考えを踏まえて、本審議会は、特別職の報酬等の額について、本年の特別区人事委員会報告による一般職の給与措置と同じく、据え置きが妥当であるとの結論に至った。

また、常勤監査委員の給与月額についても、社会情勢等を鑑み議員報酬等と同様に、据え置くことが妥当と考える。

## (2) 期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「(1)報酬等の額」で示した考え方に準じて、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を0.15月引下げるのが適当である。

## (3) 地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案する

と、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成24年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成25年から3年間で段階的に引下げられたところである。特に、選挙管理委員会の委員については、職務に応じた報酬額の適否及び支給方法のあり方について、他自治体の状況を注視しつつ、引き続き検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

#### (4) 改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和4年4月1日から実施することが適当である。

今後、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、区民生活と地域経済は、今も大きな影響を受け続けている。

特別職には、山積する行政課題において、真に必要性・緊急性の高い事業に迅速かつ的確に対応していただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策の先頭に立ち、区民の生命と健康な暮らしを守るため、その職責を全うしていただくことを期待したい。